

印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

日頃から税務行政に対して、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

印紙税過誤納確認申請書（以下「申請書」といいます。）につきましては、申請者の皆様の利便性向上と税務署の印紙税過誤納確認事務の効率化を図る観点から、可能な限り郵送でのご提出をお願いします。

なお、国税庁では、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約する「内部事務のセンター化」を進めています。そのため、内部事務のセンター化の対象となる税務署に申請書を提出する際には、業務センター宛に郵送いただくようお願いします。

また、「内部事務のセンター化」の対象となる税務署や、業務センターの所在地（申請書の提出先）、印紙税過誤納確認申請で来署される場合の電話予約の連絡先（税務署）は、右コードから検索可能です。



（ご留意いただきたい点）

- 確認する事項や不足書類がある場合には、税務署又は業務センターの担当の職員から電話で連絡しますので、申請書には、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- 審査の結果、還付を行う場合には、「国税還付金振込通知書」を、還付の対象とならない場合には、「印紙税の過誤納の事実の確認をしないことの通知書」を郵送します。

なお、還付を行う場合に交付していた「印紙税過誤納確認等通知書」については、令和5年7月以降、交付を行わないこととしています。

- 過誤納確認の対象となる文書の返却を希望される場合は、郵送により返却します。返却を希望される場合は、申請書の「返却要」欄に、返却を希望されない場合は、「返却不要」欄に○をつけてください。
- 還付金の支払手続は、申請書のご提出から、おおむね3か月かかります。
- 印紙税過誤納確認申請で来署される場合は、手続等に十分な面接時間を設ける必要があることから、電話で事前にご予約をお願いします（税務署への連絡先は、上記コードから検索可能です。）。